

「令和 8 年熊本地震」で被災された方に対する 手数料の免除のお知らせ

令和 8 年 9 月 3 日
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

令和 8 年熊本地震により被災された皆様におかれましては、下記のとおり熊本県薬務衛生課所管の手数料について、免除措置を受けることができますのでお知らせします。

記

1 免除の対象となる手数料の種別

①営業指導班所管

生活衛生関係営業許可申請手数料、温泉掘削許可申請手数料 等

②薬事班所管

医薬品の製造販売許可手数料、薬局開設許可手数料、毒物劇物販売業登録手数料 等

③監視麻薬班所管

麻薬管理者免許申請手数料、覚醒剤研究者指定申請手数料 等

※詳細は、「熊本県手数料条例に基づく手数料一覧（薬務衛生課所管分）」のとおり。

2 免除対象者

令和 8 年熊本地震により被害を受けたために許可申請（届出）が必要になった方を免除対象者とします。具体的には、以下のとおりです。

- ①令和 8 年熊本地震により、許可（検査確認）を受けていた営業施設が被害を受けたことに伴い、許可申請が必要となった方
- ②令和 8 年熊本地震により、自宅や営業施設が被害を受け、免許証等を亡失、滅失、汚損等したために再交付を受ける方
- ③令和 8 年熊本地震により、自宅や法人事務所が被害を受け、住所変更等したことにより許可証等の書換交付を必要とする方（医薬品販売業、医薬品製造業関係、毒物劇物関係）

【主な事例】

- ・地震により営業施設が被害を受け、営業を再開するにあたって、新規開設の許可申請や届出が必要となった場合（仮店舗を開設する場合、仮店舗を廃止のうえ新たに店舗を開設する場合を含む）
- ・地震により温泉設備が被害を受け、新たな掘削や動力装置が必要となった場合
- ・地震により自宅や営業施設が被害を受け、免許証等を損傷又は亡失したために、再交付申請が必要となった場合
- ・地震により配置販売従事者の自宅が被害を受け、住所変更したために、身分証明書の書換が必要になった場合

※その他の事例が対象となるかどうかについては、下記 7 の「問合せ先」までお問い合わせください。

3 免除額

申請等に必要な手数料を全額免除します。

4 免除の対象となる期間

令和8年7月28日から令和9年3月31日まで

5 免除の手続き

手数料免除申請書に必要事項を記入のうえ、り災証明書（原本）を添付して申請窓口に出してください。

（注）

- ①り災証明書によって、被災の状況が確認できない場合は、手数料免除申請書の「被災の状況」欄に詳細に記載してください。
- ②り災証明書の添付ができない場合は、その理由及び被災の状況を手数料免除申請書の「被災の状況」欄に詳細に記載するとともに、被災の状況を示す写真等を添付してください。

6 手数料の払戻し手続き

免除の対象となる手数料を既に支払って手続きをされた方で、払戻しを請求される場合は、上記5の書類に加えて、申出書に必要事項を記入し、許可申請等を行った窓口へ直接提出してください。

※払戻し請求ができる期間は、上記4の免除対象となる期間に限られます。

7 問合せ先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

○営業指導班（生活衛生関係営業、温泉に関すること）

○薬事班（医薬品等の製造販売、薬局の開設、毒物劇物に関すること）

○監視麻薬班（麻薬、覚醒剤に関すること）

TEL 096-333-2245（営業指導班）

096-333-2242（薬事班、監視麻薬班）